

佐賀県高等学校体育連盟内規

昭和24年4月1日制定	昭和52年4月1日改正
昭和30年4月1日改正	昭和57年4月1日改正
昭和38年4月1日改正	平成7年4月1日改正
昭和42年4月1日改正	平成17年4月1日改正
昭和44年4月1日改正	平成22年4月1日改正
昭和45年4月1日改正	平成26年12月9日改正
昭和50年4月1日改正	平成28年12月9日改正
	平成29年5月19日改正
	平成30年3月16日改正

第1章 総則

[規約との関連]

第 1 条 この内規は本連盟規約第25条に基づき定めたものである。

[改廃、執行]

第 2 条 この内規の改廃は常任理事会において立案し、理事会の承認を得て執行する。

第2章 役員の選出に関する事項

[会長、副会長]

第 3 条 会長は、加盟校校長から推薦された校長を、校長会の推薦を得て理事会で承認する。
会長が交代する場合、公認の会長の就任については、あらかじめ県立学校長会での協議の上、推薦し直近の理事会において承認する。

副会長は加盟校校長より推薦された校長を理事会において承認する。

[理事長、副理事長]

第 4 条 理事長は、会長が教育長と協議して推薦し、理事会において承認する。

副理事長は、事務局校の理事及び常任理事の中から選出した理事を理事会において承認する。

[理事]

第 5 条 理事は次の推薦母体より各々推薦された者とする。

- (1) 全日制高等学校（ろう学校を含む） 各 1 名
- (2) 定時制、通信制高等学校代表 4 名

[常任理事]

第 6 条 常任理事は次の推薦母体より各々推薦された者とする。

- (1) 地区代表 7名 佐城地区 3名
三神地区 1名
唐津、東松浦地区 1名
杵藤地区 1名
伊万里、西松浦地区 1名
- (2) 定時制、通信制高等学校代表 1名

[監査委員]

第 7 条 監査委員は理事会において選出する。

- 監査委員長 1名（校長）
- 監査委員 2名 理事以外の体育科職員
(佐城地区 1名、東西地区より隔年ごとに 1名)

[顧問及び参与]

第 8 条 顧問は県保健体育課課長、県高等学校校長会会長及び本連盟会長経験者を理事会において推挙し、会長が委嘱する。参与は本連盟理事長経験者を理事会において推挙し、会長が委嘱する。

第3章 会議に関する事項

[会議録]

第9条 本連盟が開催する会議の議事はすべて会議録に収め、出席理事2名の署名を受け事務局はこれを保管しなければならない。保管期間については事務局規程に定める。

第4章 会計に関する事項

[加盟金]

第10条 加盟金は、全日制生徒一人につき年間1,000円、ろう学校及び特別支援学校生徒一人につき年間600円、定時制生徒一人につき年間600円とする。但し、5月1日現在の在籍数の全日制（ろう学校を含む）1%減、定時制3%減で計算する。通信制は年間一括60,000円とする。

2 加盟金はその年度の5月末日までに完納するものとする。

3 特別の事情がある学校については、理事会の承認を得て加盟金の軽減をすることができる。

[特別会計]

第11条 一般会計からの繰出金を特別会計とする。

[支出]

第12条 一般会計並びに特別会計の支出については、事務局規程に定める。

[参加負担金]

第13条 本連盟に未加盟の各種学校に在籍し、佐賀県高等学校体育連盟主催の大会に参加を認められた生徒は、第10条に基づき生徒一人につき参加負担金を徴収する。

第5章 表彰、慶弔に関する事項

[表彰]

第14条 表彰規程に定める。

[慶弔]

第15条 慶弔規程に定める。

第6章 附 則

第16条 この内規は平成30年3月16日より改正施行する。